

城東区役所現地管理要領

(趣旨)

第1条 現地管理要領作成指針に基づき、城東区において管理している公有財産のうち
の普通財産である土地（以下「土地」という。）の現地調査方法を定める。

(対象物件)

第2条 城東区において管理している土地。一覧については、公有財産台帳のとおり。

(現地調査の視点)

第3条 現地調査は以下の点に留意し行うものとする。

(1) 土地の使用は適当であるか

貸付契約締結時に使用用途を定めている場合、その用途以外の使用がなされていないか確認する。

(2) 土地の維持保全上危険な箇所の有無

倒壊の恐れがあるブロック塀や、危険なものが土地に存在しないかを確認する。

(3) 土地の境界が侵害されていないか

不法占拠、越境がなされていないか、ゴミ・土石等の不法投棄がなされていないか確認する。また、既存の境界ポイント等が滅失していないか確認する。

(現地調査の方法)

第4条 土地の状況について、1年に1回程度、第3条に定める視点に留意し、現地調査を行う。その際、写真を撮影し土地毎に、現地調査を実施した日付と共に記録し組織内で供覧する。なお、調査の結果、不適切なものがあれば、適宜是正する。

(報告)

第5条 財産規則第4条第2項の定めにより、契約管財局長から求めがあった場合は、現地調査の状況について報告する。

附 則

この要領は令和元年7月1日から施行する。